

埼玉県中小企業経営安定対策要綱

第1 目的

この要綱は、経済環境の急激な変化等により影響を受けた県内中小企業者に対して必要な措置を講ずることにより、その経営の安定を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「再生手続開始申立等」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他事業活動を停止するおそれのある事由をいう。

- 2 この要綱において「県内中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者であって、県内に事業所を有するものをいう。

第3 情報の収集

県は、次に掲げる事由が生じたことにより、県内中小企業者の事業活動に著しい支障が生じるおそれのあるときは、商工団体、金融機関、県信用保証協会及び県産業振興公社等と連携し、速やかに情報を収集するものとする。

- (1) 複数の県内中小企業者と取引関係にあると見込まれる企業の再生手続開始申立等
- (2) 複数の県内中小企業者と取引関係にあると見込まれる企業が実施する生産量若しくは販売量の縮小又は店舗若しくは工場の閉鎖等の事業活動の制限
- (3) 自然災害、事故等の突発的に生じた事由

第4 調査の実施

県は、第3（1）に掲げる事由が生じたことにより、第5に定める指定の促進等が必要であると認めるときは、再生手続開始申立等があった企業について、次の事項を速やかに調査するものとする。

- (1) 県内債権者の数及び債権額
- (2) その他必要と認められる事項

- 2 第3（2）又は（3）に掲げる事由が生じたことにより影響を受けた県内中小企業者に対する経営安定のための支援が必要と認めるときは、県内中小企業への影響の範囲等、支援措置を講ずるために必要な事項について速やかに調査するものとする。

第5 再生手続開始申立等があった企業に係る指定の促進等

県は、第4の調査の結果、再生手続開始申立等があった企業が法第2条第5項第1号の規定に基づく指定（以下「大臣指定」という。）を受ける必要があると認めるとき、又は知事が別に定める「埼玉県再生手続開始申立等企業指定要領」に基づく指定（以下「知事指定」という。）を行う必要があると認めるときは、関係者に対し、速やかに当該指定を受けるために必要な手続をとるよう指導するとともに、大臣指定については、国に対し、速やかに指定を行うよう要請するものとする。

- 2 県は、前項の知事指定を行ったときは、速やかに次の関係者に通知するとともに、
 - (1) から (4) までに掲げる関係者に対しては、指定した企業（以下「知事指定企業」という。）と取引関係にある県内中小企業者からの相談への対応等を依頼するものとする。

- (1) 知事指定企業及び当該企業と取引関係にある県内中小企業者の所在する市町村長
 - (2) 県信用保証協会会長
 - (3) 県商工会議所連合会会長、県商工会連合会会長、県中小企業団体中央会会長並びに関係商工会議所会頭及び関係商工会会長
 - (4) 県産業振興公社理事長
 - (5) 知事指定企業又はその代理人
 - (6) その他必要と認められる関係者
- 3 県は、大臣指定がされたときは、知事指定を行った場合に準じて速やかに関係者に情報提供をするものとする。

第6 県内中小企業者の経営安定対策

県は、大臣指定を受けた企業又は知事指定企業と取引関係にある県内中小企業者、その他第3に掲げる事由により影響を受けている県内中小企業者の経営の安定のため必要があると認めるときは、速やかに次の支援策を関係者に周知し、その活用促進を図るものとする。

- (1) 県制度融資
- (2) 県産業振興公社による受注あっせん及び経営相談等
- (3) その他経営安定に資する支援制度

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。